学校法人越原学園 役員等の報酬等に関する規程

平成 12 年 4 月 1 日 制定
令和 7 年 5 月 1 日 最終改正

第１条（趣旨）

学校法人越原学園の役員、評議員、会計監査人、理事長補佐、顧問（以下「役員等」という）の報酬、報酬以外の給与等に関しては、この規程の定めるところによる。

第２条（役員等の範囲）

１　役員とは、寄附行為第５条の規定に基づく理事及び監事とし、次の各号の役員区分によるものをいう。

(1) 理事長
(2) 副理事長
(3) 常務理事
(4) 上記以外の常勤の理事
(5) 非常勤理事
(6) 監事

２ (1) 評議員とは、寄附行為第 32 条第１項の規定に基づく評議員をいう。
(2) 評議員会議長とは、寄附行為第 45 条に基づき定められた評議員をいう。

３　会計監査人とは、寄附行為第 55 条に定める職務を行うものをいう。

４　理事長補佐とは、理事会の議を経て理事長から委嘱され、理事長を補佐するものをいう。

５　顧問とは、理事会の議を経て法人顧問に選任され、理事長から委嘱されたものをいう。

第３条（役員等の報酬）

前条各項に定める役員等の勤務に対して、原則として月額または年額により別表１に定める報酬を支給するものとする。

第４条（交通費相当手当）

第２条第１項第５号から第６号及び第２項に定める役員等が、理事会、評議員会の開催日に出席した場合に対して、別表２に定めるところにより、交通費相当手当を支給するものとする。ただし、本学園の専任教職員以外の者に限り支給する。

第５条（報酬支給の始期）

１　役員等の報酬は、発令の日から、これを支給する。

２　役員等の報酬が増額された場合には、増額された日から新たな額の報酬を支給する。

第６条（報酬支給の終期）

１　役員等の地位を退いたときは、その日までの報酬を支給する。

２　役員等が死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

第７条（報酬の支給方法及び支給時期）

役員等の報酬は、報酬年額に対して、役員等の区分、時期に応じて、次の各号の定めるところにより、これを支給する。ただし、前条第２項の場合においては、その際、これを支給する。

(1) 第２条第１項第１号から第６号および第２条第４項、第５項の役員等報酬は、報酬月額を支給
(2) 第２条第２項第１号の役員等報酬は、報酬年額を６月期及び 12 月期にそれぞれ２分の１額に分けて支給
(3) 第２条第２項第２号の役員等報酬は、別途報酬月額を支給
(4) 第２条第３項の役員等報酬は、報酬年額を３月に支給

第８条（交通費相当手当の支給時期）

第４条に定める交通費相当手当は、理事会又は評議員会の開催日に出席したその都度支給する。

第９条　削除

第 10 条（報酬の月割り計算）

第５条又は第６条第１項の規定により報酬を支給する場合においては、15 日以上１か月未満の端数については報酬月額を支給し、15 日未満は支給しない。

第 11 条　削除

第 12 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則

この規程施行前の平成７年 10 月１日制定の「学校法人名古屋女子大学役員等の報酬規程」は、これを廃止する。

附　則

この規程は、平成 14 年９月６日から施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年 11 月 27 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 15 年 12 月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

１　「学校法人名古屋女子大学」から「学校法人越原学園」への法人名変更に伴い、「学校法人名古屋女子大学役員等の報酬等に関する規程」の名称を「役員等の報酬等に関する規程」に変更する。

２　この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年 ４月 １日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年 ４月 １日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年 ５月 １日から施行する。

別表１

役 員 等 の 報 酬 額 表

役員等の区分（規程第２条関係）		役員等の報酬月額または年額（規程第３条関係）	報酬月額または年額の支給方法等（規程第７条関係）
役員	理事長	1,000,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	左記報酬月額を毎月支給
	副理事長	950,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	
	常務理事	900,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	
	上記以外の常勤の理事	600,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	
	非常勤理事	500,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	
	監事	400,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	
評議員会議長		50,000 円	左記報酬月額を毎月支給
評議員		100,000 円	左記報酬年額×１／２を６月期、１２月期に支給
会計監査人		5,000,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	左記報酬額を年額支給
理事長補佐		300,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	左記報酬月額を毎月支給
法人顧問		200,000 円を上限として、常務理事会で決定する。	左記報酬月額を毎月支給

別表２

交 通 費 相 当 手 当 額 表

交通費相当手当額（規程第４条関係）	交通費相当手当の支給時期（規程第８条関係）
3,000 円（一律）	理事会又は評議員会開催日に出席したときにその都度支給